



関係事業所・施設管理者 殿

大分県福祉保健部医療政策課長

新型コロナウイルス感染症対策等支援金の早期申請について

(申請期間延長)

本県の医療行政については、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、すでにご案内のとおり、県では、新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等についての費用助成(支援金)を9月から実施しておりますが、未だ申請件数が非常に少ない状況にあること等を踏まえ、本支援金の申請期限を令和3年2月26日(金)まで延長することとしました。

つきましては、申請がまだお済みでない事業所等におかれましては、別添留意事項を参考に、できるだけ早期に申請いただきますようお願いいたします。

なお、対象となる全ての事業所に本通知を送信しておりますので、既に申請いただいている場合は何卒ご容赦くださいますようお願いいたします。

記

- 1 申請HP 【医療】新型コロナウイルス感染症対策等支援金の申請方法等について
<https://www.pref.oita.jp/soshiki/12300/shiennkinshosai.html>
※『大分県 コロナ 支援金』で検索
- 2 申請受付期限 令和3年2月26日(金)まで
- 3 留意事項 別紙を参照してください。

申請方法や対象品目等ご不明な点については、下記コールセンターまでお問合せください。

○支援金コールセンター 電話番号 050-6865-6411

※9時から18時(土日祝日は休業)



担当：政策医療班 小代・佐藤

【介護】新型コロナウイルス感染症対策等支援金の申請も上記と同様に
申請受付期限が令和3年2月26日(金)と変更になりました。

ご不明な点は支援金コールセンター 電話番号 050-6865-6411
※9~18時、土日祝日は休業にお問い合わせください。

(別紙)

新型コロナウイルス感染症対策等支援金 留意事項

これまで審査で修正や差戻しとなった事例について記載していますので、申請される際はご確認をお願いします。

1. 対象経費について

新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費が対象です。※感染防止対策に要する費用に限られず、地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する経費について幅広く対象となります。

(補助対象とならない経費の例)

- ・従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者の人件費
- ・日常診療に要する医薬品、材料費、検査外注費のうち、直接診療報酬等を請求できるもの
- ・開業医等の所得補償保険の保険料 ・工事費（修繕費とならないもの）
- ・支払利息 ・減価償却費

(補助対象となりうる経費の例)

光熱水費、清掃委託、洗濯委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入等
※上記以外にも日常診療業務にもともとかかっている費用を含め幅広く対象となります。

2. 支援金の対象施設について

| 対象施設 | 補助上限額 |
|--------------|---------------|
| 病院 | 200万円+5万円×病床数 |
| 有床診療所(医科、歯科) | 200万円 |
| 無床診療所(医科、歯科) | 100万円 |
| 薬局 | 70万円 |
| 訪問看護ステーション | 70万円 |
| 助産所 | 70万円 |

※保険医療機関でない病院や診療所、保険薬局でない薬局、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは対象外です。

3. 補助対象期間について

令和2年4月1日から令和3年2月26日までに要した経費が対象です。

- (例) ・令和2年4月1日より前に支払ったものや2月27日以降に支払うものは対象外
・令和3年2月26日より後のリース契約期間は対象期間外

4. 様式について

様式が異なる場合、再提出となります。

県のホームページから様式をダウンロードして添付してください。

(県ホームページ)

【医療】新型コロナウイルス感染症対策等支援金の申請方法等について

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/12300/shiennkinshosai.html>

5. 領収書の記載内容について

あて名や品目等の記載があるか確認してください。

領収書に品目等がない場合は、内容を確認できる書類(請求書等)が必要です。

ご不明な点は、下記コールセンターまでお問い合わせください。

○支援金コールセンター

電話番号 050-6865-6411 ※9時から18時(土日祝日は休業)